# 仕 様 書

## 1 業務名

広島市西部リサイクルプラザの警備業務

#### 2 業務場所

広島市西部リサイクルプラザ 広島市西区商工センター七丁目7番2号

## 3 業務目的

広島市西部リサイクルプラザの操業時間外における火災、盗難、不法侵入、建物及び器物の損壊を未然に防ぎ、施設の秩序維持と保全を図り、適正な管理を確保するため、警報機器による機械警備業務を行うものとする。

## 4 契約期間等

(1) 契約期間

契約締結日から令和15年3月31日まで

(2) 履行期間

令和7年4月1日から令和15年3月31日まで

#### 5 施設の規模

- (1) 構 造 3階建 1階鉄筋コンクリート造、2・3階鉄骨造
- (2) 建築面積 3, 988.61㎡
- (3) 延床面積 8,356.60㎡

# 6 機械警備時間

終日。ただし、警報機器のセット解除中を除く。

#### 7 警備内容

- (1) 受注者は、本契約の開始に当たり、新規の警報機器を施設に設置し、受注者の警報機器 受信装置に結線するものとする。
- (2) 受注者は、警備期間中、警報機器受信装置を間断なく監視するものとする。
- (3) 受注者は、警報機器受信装置等により異常が発生した場合には、直ちに緊急対処要員を現場に急行させ、必要な措置を講じるとともに、速やかに発注者へ連絡するものとする。

#### 8 警報機器

(1) 警報機器及びその設置場所

警備を実施するために設置する警報機器及びその設置場所は、別紙平面図を参照のうえ 警備上支障がないものとする。なお、受注者は、警報機器の設置等により機械警備を中断 する場合は、代替警備対策を講ずるものとする。

(2) 警報機器の保守点検等

ア 受注者は、警報機器の正常な機能を維持するため、定期的に機器の保守点検を行うものとする。

イ 受注者は、受注者の責任により警報機器が作動不能になった場合には、代替警備対策 を講ずるものとする。

ウ 受注者は、契約の満了又は解除の際には、速やかに自らが取り付けた警報機器の撤去 を行い、原状に復するものとする。

#### 9 鍵の預託

発注者は、警備上必要な鍵を受注者に預託することとし、受注者は、預託された鍵の取扱いについては、厳重に行うものとする。

# 10 業務にあたっての留意事項

- (1) 従業員は、常に受注者名入りの統一した制服を着用するとともに、身分証明書を携行しなければならない。
- (2) 既設警報機器の撤去及び新規警報機器の設置工事等により、履行期間開始後において、機械警備が実施できない期間が生じる場合には、受注者の責任において人的警備を実施するものとする。

#### 11 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し責任者の住所、氏名等を報告しなければならない。 履行期間中に、責任者の変更があった場合も同様とする。
- (2) 委託業務実施報告書は月間報告書とし、翌月の10日(ただし、3月分については3月31日)までに提出して、発注者の確認を受けるものとする。

#### 12 費用の負担等

- (1) 施設に設置する警報機器に必要な電源及び電話回線使用料は発注者の負担とする。
- (2) 通線工事費、警報機器(取付・撤去費を含む)等、委託業務を行うために必要な費用は全て受注者の負担とする。

# 13 請求期限

受注者は、発注者の検査後、業務完了した日から起算して30日以内に支払請求書を提出するものとする。

#### 14 委託料の支払い

- (1) 業務が終了した日から起算して60日目に当たる日を支払期日とする。ただし、発注者の検査完了後、請求があった日から起算して30日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。
- (2) 支払方法は、全額現金払(口座振込による。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合順延機関が2日以内の場合には、当該金融機関の翌営業日に受注者に支払う。なお、振込手数料は発注者が負担するものとする。)

#### 15 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者が協議して定めるものとする。